

田野町農業委員会議事録

会 議 名	田野町農業委員会 7月定例総会
開 催 日 時	平成 28 年 8 月 4 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 10 分
開 催 場 所	田野町役場 2 階大会議室
出 席 委 員	1 番 坂本輝男 2 番 山本続 3 番 山本英広 4 番 松本昭子 5 番 西山和男 6 番 濱渦昭彦 7 番 西山杉雄 9 番 岸野雅宏 12 番 田中繁穂
欠 席 委 員	8 番 手嶋歳和 10 番 清岡正之
事 務 局 出 席 者	事務局： 平瀬 大祐
議 題	議案第 1 号 農業経営基盤強化促進計画による利用権の設定について その他 利用権設定内容変更届け出について 田野中学校桃山茶園の維持管理作業への参加について 利用状況調査（農地パトロール）の実施について

開 会	会長、田中繁穂が議長となり挨拶し、定数確認のうえ開会を宣す。
議事録署名人選出	議長が、9 番 岸野雅宏委員 及び 1 番 坂本輝男委員を指名する
議 事 長	それでは、只今から議事に入ります。 議案第 1 号は農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、田野町より諮問がありますので審議します。事務局は説明をお願いします。
事 務 局	利用権設定について申出があつて件について説明します。申出は 2 件出てきております。 1 件目は整理番号 5 番です。申請のあつた農地は 2 筆あり、1 筆目は田野町字北張 4834 の 1,206 m ² で、地目は登記簿・現況ともに田、農振区分は農振農用地です。2 筆目は田野町字北張 4833-1 の 600 m ² で、地目は登記簿・現況ともに田、農振区分は農振農用地です。2 筆合計で 1,806 m ² となっております。 新規の設定で申し出てきております。利用権を設定する方は、●●町●●の●●●●さんで、利用権の設定を受ける方は田野町●●番地の●●●●さんです。利用目的は田で、期間は平成 28 年 8 月 1 日から平成 38 年 8 月 1 日までの 10 年

<p>議 長</p>	<p>間です。権利の内容は賃貸借です。</p> <p>借受人の経営状況を説明します。年齢●●才で、年間で約 300 日間農作業に従事されております。現在経営農地は 3,715 m²で、利用権設定等面積 1,806 m²と合わせると 5,521 m²となります。</p> <p>この申請は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作に供すべき農用地の全てにおいて耕作の事業を行うと認められる事、必要な農作業に従事すると認められる事、対象農地を効率的に利用して耕作を行うと認められる事、対象農地関係権利者の過半の者からの同意が得られている事、の各要件を満たしております。</p> <p>場所については、6 ページに航空写真及び切図を載せておりますのでご確認ください。</p> <p>2 件目について説明します。整理番号は 6 番です。申請のあった農地は田野町字北張 4870 の 836 m²で、地目は登記簿・現況ともに田、農振区分は農振農用地です。</p> <p>新規の設定で申し出てきております。利用権を設定する方は、田野町●●●●番地の●●●●さんで、利用権の設定を受ける方は田野町●●●●番地の●●●●●さんです。利用目的は田で、期間は平成 28 年 6 月 1 日から平成 42 年 5 月 31 日までの 14 年間です。権利の内容は賃貸借です。</p> <p>借受人の経営状況を説明します。年齢●●才で、年間で約 300 日間農作業に従事されております。現在経営農地は 1,911 m²で、利用権設定等面積 836 m²と合わせると 2,747 m²となります。</p> <p>この申請は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作に供すべき農用地の全てにおいて耕作の事業を行うと認められる事、必要な農作業に従事すると認められる事、対象農地を効率的に利用して耕作を行うと認められる事、対象農地関係権利者の過半の者からの同意が得られている事、の各要件を満たしております。</p> <p>場所については、6 ページに航空写真及び切図を載せておりますのでご確認ください。説明は以上です。</p> <p>只今の説明について質問等ありませんか。</p> <p>(特になし)</p> <p>それでは、本件については適當とすることにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、本件は適當と認めます。</p> <p>それではその他について、何点か事務局より連絡があります。</p>
------------	---

<p>事務局</p>	<p>その他の案件としまして、3点ありますので、説明します。</p> <p>1点目は利用権設定内容変更届についてです。議案書7ページをご覧ください。利用権設定内容変更届の写しを載せております。これは利用権設定の申出をして、農業委員会で諮り、農用地利用集積計画として田野町で公告された後で、その内容に変更が生じる場合に申出者双方が町に提出し、変更内容について協議・確認するためのものですので農業委員会でも報告いたします。変更のあった利用権設定の内容を説明します。農地は字北張4872-1で、地目は田、面積は988㎡です。利用権の設定期間は平成28年6月1日～平成42年5月31日までで、賃借料は10aあたり60,000円で設定しておりました。変更の内容としては、期間はそのままに、賃借料を10aあたり60,000円から10,000円に変更することです。変更の理由について説明します。当該地はハウス建設地として利用権設定したが、借受人の計画変更により、当該農地にはハウスは建設せず、水稲・野菜の作付を行うこととなったため。とのことです。</p> <p>この件についての説明は以上ですが何かご質問等はありませんか。</p> <p>(特になし)</p> <p>ないようでしたら続いて2点目の説明をします。議案書は8ページです。毎年恒例となっておりますが、今年も田野中学校から田野中学校桃山茶園の維持管理作業支援についてのお願いがきております。中学生とその保護者や先生方は午前7時から作業を開始するようです。例年、農業委員会としてこれに参加し、昨年においてはまだ気温が上がっていない午前6時から作業を開始しましたが、今年はどうしますか。</p> <p>(昨年と同じでよいのではとの声あり)</p> <p>昨年と同じでよいという意見がありますが、昨年と同様に農業委員会は午前6時から順次作業を開始することによろしいですか。</p> <p>(異論なし)</p> <p>それでは今年も参加できる方は中学校の茶園維持管理作業に参加をよろしくお願いします。特に集合はしなくて構いませんので現地に到着次第、作業を開始してください。あとで事務局が出欠状況を確認します。また、茶園の北入口付近にお茶と混合油を準備しますのでご利用ください。</p> <p>それでは3点目の説明をします。今年の農地の利用状況調査の実施についてです。一昨年と昨年の2年間は12月頃に、半日時間をとって、班分けして一斉に調査をするやり方をとっておりました。しかし本来、利用状況調査は8月ごろを目途に実施することとなっておりますので、今年は8月22日の週に実施したいと考えております。実施方法については例年通り班分けして半日で終えたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それではこれで本日の案件は全て終了しましたが、ご意見ご質問等ありませんか。なければ本日の定例総会を終了し、解散します。</p>

議 事 録 署 名	平成 28年 8月 4日 議 長 議事録署名人	印	印	印
-----------	-------------------------------	---	---	---